

医療法人聖粒会（慈恵病院）が考える内密出産について

熊本市

1 内密出産について現行法上の取扱いについて

(1) 経緯

令和元年11月、医療法人聖粒会（慈恵病院）が、匿名の妊婦の受入れを表明したことから、内密出産（注）について、内容や手続きを本市が聴き取り、法的課題を整理した後、国に現行法上の取扱いについて照会を行ったところ、令和2年7月に国から回答があった。

(注) 慈恵病院が考える「内密出産」とは

- 予期せぬ妊娠をした女性が匿名・仮名で相談・出産をする仕組み。
- 母親情報は病院が秘密にして管理し、外部には一切公表しない。
- 出産した子が一定の年齢に達した場合は、当該子に母親情報などの出自に関する情報を開示する予定。

(2) 主な照会及び回答内容

照会先	照会内容（令和2年2月照会）	回答内容（令和2年7月回答）
法務省	生まれた子どもの戸籍について、戸籍法上どのような取扱いになるか。	戸籍事務の取扱いについては、仮定の事実に基づく照会について戸籍法の解釈や取扱いを回答することは困難。
厚生労働省	内密出産は、子どもの出自を知る権利を侵害するものとして「児童の権利に関する条約」に反しないか、児童の最善の利益に反するものとして「児童福祉法」に違反しないか。	子どもの出自を知る権利について、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」との理念を定めている児童の権利に関する条約及び同条約の精神にのっとった理念が規定されている児童福祉法の趣旨を踏まえ、内密出産が行われる場合には、熊本市において、行政指導を行うことが必要。

※この他の照会・回答内容については、添付資料参照

(3) 総括

国からの回答をいただいたものの、現行法における内密出産の取扱いは依然として判然としない点が残されている状況である。

本市としては、内密出産が現行法上適法と言えるか明確になったとは言い難く、法令に抵触する可能性を否定することは困難であることから、内密出産の実施については、引き続き、控えていただくよう慈恵病院にお願いしている。

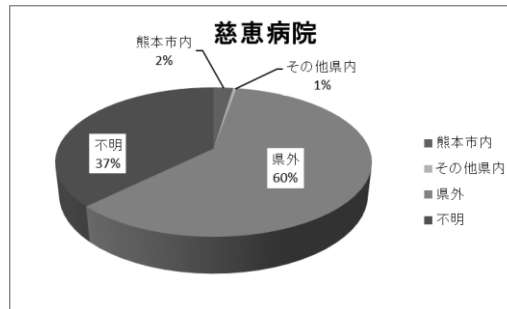
2 今後について

(1) 予期せぬ妊娠で悩む人々への支援について ～各市との連携の必要性～

妊婦の抱える課題は、予期せぬ妊娠のみならず、経済的困窮、不安定な居所や就労、DVなど、あらゆる問題を含んでいる。このような相談が、慈恵病院には、全国から寄せられている。

■令和元年度における慈恵病院への相談状況

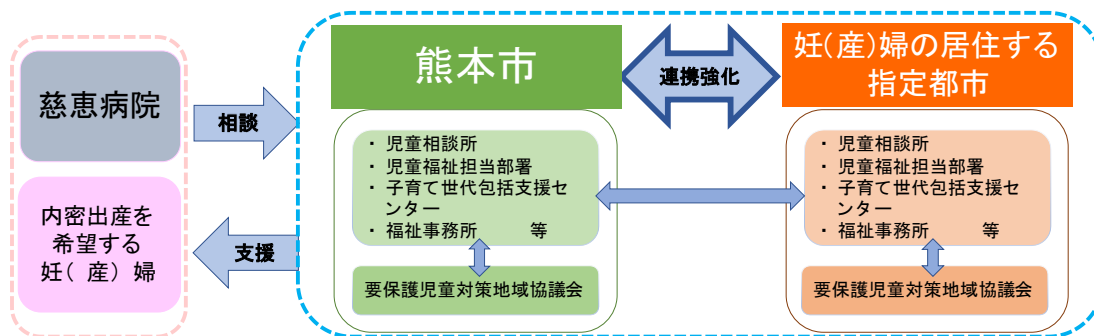
相談者の居住地	件数
熊本市内	157
その他県内	27
県外	3,945
不明	2,460
合計	6,589



対応が困難な事例の支援を行う場合、慈恵病院と本市は連携して対応にあたることになるが、この場合も、当該妊婦のプライバシーに配慮しつつ、丁寧に悩みを聴き取り、妊産婦の課題解決に向け、各種の行政サービスにつないでいく必要がある。

このため、妊産婦の居住自治体との連携は不可欠であり、引き続き、妊産婦の支援について各市との連携協力をお願いしたい。

■本市と各指定都市との連携強化



(2) 国への要請について

指定都市市長会からも、内密出産制度等についての法整備の検討を国へ要請してきたところではあるが、制度化は進んでいない。予期せぬ妊娠をした女性と、生まれてくる子どものための支援は極めて重要であることから、さらに引き続き要請を続けていく必要がある。

■平成29年7月の要請事項

- 一、予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、内密出産制度等についての法整備に向けて検討を急いでいただきたい。
- 一、全国からの相談や（こうのとりのゆりかごへの）預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。